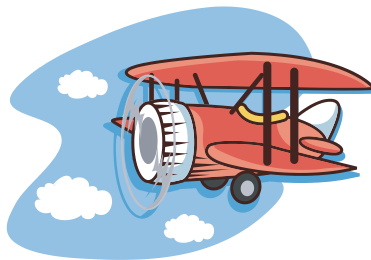


全法労協 だより

2011年
8月25日
No.83

全国法律関連労組連絡協議会
東京都千代田区鍛冶町2-9-1 協和ビル4階
法律会計特許一般労組気付(〒101-0044)
TEL 03-3255-9280 FAX 03-3255-9281
ホームページ <http://www.hou-kan.com/>

全法労協第25回定期大会特集



全法労協の運動のいっそうの前進を!!

＝ 全法労協第25回定期総会を開催(2011年7月16～17日 名古屋市) ＝

全法労協は7月16～17日、名古屋市の労働会館で第25回定期総会を開催し、14都道府県83名が参加しました。総会は、松田龍治副議長が開会を宣言し、総会議長に長尾忠昭さん(東海法労)と中村妃奈子さん(神奈川)、総会書記に松田ひかりさん(東海法労)と上田綾香さん(奈良)、東展世さん(奈良)を選出して議事に入りました。

冒頭、幹事会を代表して挨拶に立った吉田光範議長は、「東日本大震災について、被災者の立場に立った長期にわたる復興支援体制づくりが必要である。消費税増税は復興支援のための増税とは名ばかりであり、ごまかしは許されない。福島第一原子力発電所の事故による人災については、東京電力がしっかり責任を取るべきである。国費の2兆円を東電へ回し、さらに電気料金を2割引き上げようとしている。責任を利用者へ肩代わりさせて、自らは責任逃れをしようとしている。九州電力ではやらせメールが発覚した。電力会社にしっかり責任を取らせることが肝要である。」と述べ、憲法の問題について、「復興を出しにした改憲は許されない。」とし、衆参の比例定数削減への動きを批判しました。また、法律事務所の経営をめぐる状況が悪化する中で、賃金・労働条件の改善・向上をめざすたかひの重要性を強調するとともに、「日弁連事務職員能力認定制度は過去2回の試験は約3,300人が受験し、約2,200



人が合格した。制度をいかす取り組みをすすめていくことが重要」と述べました。全法労協は、今年、高知の組合が加盟し、23県1,000名の組織に到達したが、空白県をなくすために組織づくりに向けた努力をいっそう強化しようと訴えました。

続いて、田辺作次事務局長が議案である「第234期の活動のまとめと第25期の活動方針案」と決算・予算案について報告・提案を行ったのをうけて、討論に入りました。全体討論では21名が登壇し発

ご挨拶をいただいたご来賓

- 岩井羊一 様 (愛知県弁護士会副会長)
- 吉良多喜夫 様 (愛知県労働組合総連合事務局長)
- 大木 寿 様 (全労連・全国一般労働組合副中央執行委員長)
- 上田芽久美 様 (民事法務協会労働組合副執行委員長)
- 鈴木寿夫 様 (法律事務職員全国研修センター理事)
- 堀江恭子 様 (法律事務員全国連絡会幹事)

メッセージをお寄せいただいた団体・個人

- 自由法曹団 様、全司法労働組合 様、日本国民救援会中央本部 様、日本弁護士連合会 様、

(順不同)



言しました。また、2日目には3時間に亙り4つの分散会に分かれて討論を行いました(3~6頁参照)。

分散会終了後、総会は全体会を再開し、田辺事務局長が討論のまとめを行い、議案を全体の拍手で採択しました。さらに、3本の特別決議と総会宣言を採択しました。その後、第25期役員を選出し(6頁参照)、新役員を代表して吉田光範議長が決意表明を行いました。総会は、伊藤宏明事務局次長が閉会の挨拶を述べて、閉会しました。

なお、総会には6名の来賓が臨席され、それぞれ激励と連帯の挨拶を受けるともに、4団体からメッセージが寄せられました。

全体会（発言者・テーマ）

- ① 千葉法律関連労組 土井裕衣さん・高柳里江さん
女性会の活動、親睦会との共同したレクレーション企画について
- ② 和歌山法律関連労組 佐武彩子さん
要求アンケート対話運動の取り組み、弁護士会との懇談、専門部の活動
- ③ 京都法律関連労組 淵上芳昭さん
職場の状況、初めて執行委員になって
- ④ 旭川地方法律関連労組 平山沙織さん・木村友香さん
職場の状況、法律事務学習会の経験、公設事務所の課題
- ⑤ 法律会計特許一般労組 伊藤次彦さん
モデル賃金を元にした賃金上げのたたかひの成果と課題
- ⑥ 東海地域法律関連労組 林 尚弥さん
要求アンケート対話運動の成果と課題
- ⑦ 福岡法律関連労組 矢部雄久さん
要求アンケート対話運動の成果と課題
- ⑧ 全法労協事務局次長 小島秀也さん
全法労協アンケートによる法律・司法関連業種の実態
- ⑨ 大阪法律関連労組 戸田直志さん
労働相談の現状、日弁連「弁護士業務改革シンポジウム」の意義
- ⑩ 京都法律関連労組 富田宏史さん
労働相談の現状、京法労30周年について
- ⑪ 奈良法律事務員労働組合 田原隆子さん・鈴木さん
法テラス労働訴訟について
- ⑫ 大阪法律関連労組 増井健人さん
震災ボランティアに参加して
- ⑬ 神奈川・法律合同分会 阿部花織さん
法全連第41回全国交流会(11月12日~13日・横浜)の準備活動と参加の呼びかけ
- ⑭ 神奈川・法律合同分会 東倉理香さん
任用期間満了での本採用拒否撤回を勝ちとり、職場復帰したたたかひ
- ⑮ 福岡法律関連労組 吉廣裕子さん

実務研修プロジェクトチームによる業務研修活動について

- ⑯ 法律会計特許一般労組 佐瀬 桂さん
1000名をめざす組織化の取り組み
- ⑰ 大阪法律関連労組 大島 仁さん
組織拡大をめざす「じむ子の何でも相談会」の取り組み、組合結成30周年について
- ⑱ 高知一般法律関連労働者支部 山下より子さん
全法労協の加盟の経過と司法書士会における労働条件の改善をめざすたたかい



分散会討論について



第1分散会「争議・労働相談活動についての経験交流」

(座長：土井寛憲・吉田真平、参加：9地域16人)

まず各地の参加者から、争議・相談の事例や悩みを報告してもらいました。東京のように非常に多くの案件を、専従担当者を含む複数チームで対応している地域から、労働相談はほとんどないというところまで様々でした。しかし全体としては労働相談は増加し、特に①パワハラによるメンタルヘルス問題、②査定賃金の問題が多くなっているようでした。

○労働相談対応の担い手

今後相談が増加した場合、現在の組合の力量で対応できるか？

東京では多くの労働相談に対応するため、10～15年をかけて試行錯誤を重ねてきました。最近の取組として、組合役員が使用者側と労働者側に別れて「模擬団交」を行い、団交未経験の組合員も交えて労働相談に関する経験交流をしました。

また神奈川からは、組合員全員が就労闘争、団交、ニュース発行など何らかのかたちで争議活動に関わり、その結果ドラマチックな勝利解決を得た事例の報告がありました。相談に対して一部の中心メンバーのみで対応している労組も多い中、担い手の問題に一つの回答を示してくれました。

○弁護士費用をどうするか？

争議が裁判にまで発展した場合、その弁護士費用をどうするか？ももとの組合員であれば組合から出す、一時立て替えて解決金が入ったら清算してもらおう、本人に法テラスを使ってもらおう、など様々です。争議対応のために積立をしている地域もありました。

また今回初参加の高知からは、現在争議を闘っている当事者ご本人が出席され、事案の報告が行われました。これに対し参加者からは多くの激励とアドバイスがありました。

一方であまり事例のない地域からは、きちんと対応できるかどうか不安という声も出されました。そんな人のために、ぜひ東京の「模擬団交」をDVD化して配布してほしいという要望も出されました。また全法労協では、各地域労組の経験をデータベース化した『労働相談事例集』の発行を予定しています。今秋頃を目指しています。

労働相談活動は、特別な知識や訓練がなければできないというものではありません。当事者の話を聞いて、「そんなことはおかしいのではないか」と共感する思いが、出発点になるのだと思います。自分にはできそうにないからとやらないでいるよりも、義憤を胸にどんどんやっっていこう。私たち全法



労協が、懐深く法律関連労働者の問題を受け止め、解決していこう。

第2分散会「アンケート対話運動、未組織労働者の組織化、労働組合の運営など」

(座長：大島 仁・鈴木亮平、参加：8地域 15人)

まず、自己紹介をしましたが、職場数も組合員数も減っている中で、個人事務所の方が長く働き続けられる環境をつくりたいという思いで参加された方や、組合の存在を知ってもらおう活動をやっていきたいという思いで参加された方など、この分散会への思いがいろいろ語られました。中には、笑いを求めて参加しましたと言って、笑いをとられた方も。

最初に、「アンケート対話運動」のテーマで、各地でどのような運動を行っているのか話をしてもらい、意見交換をしました。そこで、出された悩みは、「アンケート対話運動」が、執行委員だけの活動になっていることや、なかなか若い組合員に広がらない、配布は進んでも、対話型になっていないというものでした。

ただ、交流の中で明らかになったのは、頑張っている地域も、もとは、他の地域と変わらない状態だったことです。変わるきっかけになったのは、個人個人に役割を担ってもらい、担当者だけの活動にせず、組織内に「アンケート対話活動」の意義を広めることに力を注いでいることでした。「アンケート対話運動」は、難しくないよという雰囲気に参加してもらい、一緒にアンケート結果を見て、自分たちがやっていることの意義を実感してもらおうことが大切なのではないかという話がされ、この「アンケート対話運動」は、未組織向けの運動でありながら、逆に、組合員に組合の魅力を知ってもらう最高の運動だという交流がされました。来年のアンケートが楽しみです。

次に、「未組織労働者の組織化」のテーマで、交流しました。

親睦会と労働組合の両方がある地域から、棲み分けをどのようにしているのかという疑問がだされ、交流をしました。企画の内容を区別しているなどの話がされましたが、交流がすすむ中で、親睦会という入口でも、それを組合を知ってもらうきっかけにできないのかというところで、どうしても労働組合の方が、組合費が高く、それが大きな障害になっているという話がでました。そこで、私たち自身が組合ってなんなんやろうという学習を強める必要があること、また、高い組合費を払っている組合員の要求実現のために、組合に何ができるのか考える姿勢が大事なのではという意見が出されました。

最後に、「労働組合の運営」で分会会議の持ち方について交流しました。

各地で、組合員どおしを近づけるために様々な工夫がされていました。京都では、地域分会で、プロフィール帳を分会で作成したことにより、分会員の顔が見えるようになった経験や、東海では、お母さん組合員をフォローするために、土曜日に企画を行っているなどの経験、その他の地域からも、参加できない組合員のために様々なニュースを発行し、何をしているのか伝える努力をしているなどの経験が語られました。

地域分会では、様々な工夫がされていますが、逆に、分会開催の条件の揃っている職場分会の方が集まりが悪いという意見があり、法会労からは、職場分会をなくし、地域分会に再編しようとしている話も出され、これから、大きな組合を作ろうとしている地域（神戸）から、参考にさせていただきますという意見がだされて、分散会をしめました。

第3分散会「賃金、労働条件・環境や職場の様々な問題（1）」

(座長：松田龍治・末 尚美、参加：9地域 16人)

税理士事務所や他業種を退職後に法律事務所勤務をされた方もおられ、参加者全員から、各自の地

域や事務所内における状況や問題点を報告してもらいました。

どの地域からも、不況により業種全体に余力がなく、忙しいけれども収入は減少していくという悪循環に陥っており、労働条件が切り下げられるなど、事務局にもそのしわ寄せが押し寄せている状況が報告されました。また、対顧客との関係など業務にあたってメンタルヘルス面で問題を抱えている仲間もいて、ケアの必要性やその課題について指摘がされています。

労働条件の切り下げなどの問題については、賞与の支給に関する事例が各地から報告されました。「ボーナスは後払い賃金である」とする認識の欠如から、事務所の収入減少だけを理由として、安易に減額する事務所が数を増し、さらには全く支給しないという事務所も見受けられます。特に、これから事務所の経営を担っていく立場にある若手の弁護士に、「経営者」としての視点と自覚が乏しいのではないかという指摘がされています。

また、事務局が自らできる範囲で、事務所の経営状況を改善するための努力を地道に重ねていることも報告されました。事務所経費のムダを極力省く努力は無論のこと、事務局も積極的に地域や関係団体などとの繋がりを深めていくことが、事務所にとっての関係をも深め、事件の受任など結果に結びついていく例も報告されました。事務局が経営状況に問題意識を持ち、自分達でできる方法を模索しながら努力を重ねている例も多数紹介されました。

一方、弁護士自身が、未だに依頼者に「事務所に来てもらう」との意識が抜けきれておらず、事件数の減少や伸び悩みなどの深刻な現状についての問題意識が足りないのではないかと、という指摘もされています。待ちだけの姿勢ではなく、弁護士自ら、地域や団体などへ積極的に飛び込んで関係を深め、常に頼られる存在となっていく必要があるのではないかと、事の大小を問わず、放置されたままの困りごとや事件となる案件がまだまだ沢山あるのではないかと、という意見もありました。

事務局としては、弁護士との協働によって事務所経営を安定させ発展させていきたいという思いを持ちながら、これを表明する機会や集団的に討議する場がなかなかないため、弁護士に伝わらないという悩みも語られました。

また、弁護士が「事務局の業務の現状を把握したい」という理由から、事務局の些細なミスに至るまで、すべて書面で報告を受けたいという申し入れがされているという例も報告されました。事務所の経営不振や弁護士の「将来への不安」が、事務所内の雰囲気や士気をぎくしゃくしたものと、これが高じて事務局の労務管理強化につながることはないように注意深く対応する必要があるとの指摘がされています。

労働条件を維持・改善しながら「安定し安心して働ける職場」を作っていくためには、事務所の経営安定に共同して力を尽くすことはもちろん、事務局が弁護士の「将来不安」に流されることなく、よりよい労働条件・環境を目指したねばり強い努力を重ねていくことが重要であるとの意見で締めくくられました。

第4分散会「賃金、労働条件・環境や職場の様々な問題（2）」

(座長：小島秀也・田原隆子、参加：9地域15人)

第4分散会では地域や職場の様々な問題について交流がなされました。司法書士事務所の方や、組合外の方の参加もあるなか、はじめに自己紹介を行いながら仕事上の悩みや事務所の状況などを出し合いました。

そのなかで、昨今の弁護士増や事件の小口化等を背景とした経営の問題がかつてなく顕在化しているなか、春闘要求に対する低額回答をはじめ、様々な形で労働者へのしわ寄せがなされ、とくにパワハラ等におけるメンタルヘルスの問題や過密労働など各地の職場で切実な問題が起こっていることが紹介されました。

続いて「仕事はあるが、なかなか売上げに結びつかない」「これから一体どうなるのか見通しが無い」等の事務所経営の話が出されるなか、労働者として、また組合としてどのように対応していくかという交流がなされました。

そこではホームページの充実をはじめとする宣伝の方法や、週末や夜間の法律相談実施、また、相談の無料化等様々な努力や工夫がなされている様子が紹介されました。事務所全体で求められる経営努力と、経営者個々の意識を変えていくことの必要性やその苦労話も出されました。さらに、宣伝・広告に対する投資についても、なにをどこまで行っているかという経験談や、事務所の増収策について組合側から提案するなどの努力もなされていることが紹介されました。

労働者にとっては、従来の実務能力の向上もさることながら、経営の視点も求められてくる時代とも言えるのではないかということ、また、過度の競争は弁護士自治にも関わってくることから、組合としてもこうした状況を分析しながら、前向きに打開していくために力を発揮していくことの必要性も語られました。

全体として法的なニーズが減っているわけではないし、かといって劇的に増加していくことも見込めないなか、地域の中でどのように根を張り、信頼される事務所へ発展していくかという点での苦労もさることながら、なかには経営者としての認識や自覚がない弁護士もいることから、こうした認識はあらためさせる必要があり、その点ではまさに労働組合の出番であることが強調されました。

そのなかで、震災に乗じて、公共交通機関の遅延証明の提出に関わらず1分刻みで遅刻による賃金カットを強いられている話や、また、一方では有給休暇の未消化分を介護休業の有給に充てる規則を求めて実現させた経験なども紹介されました。

先行き不透明な情勢の折り、きちんと要求すべき点はしていかないと経費削減としていいように使われてしまう状況もあることから、労働組合として引き続き職場の労働条件改善のためのたたかいをすすめていこうという確認をしながら終了しました。

☆☆☆ 第25期役員 ☆☆☆

第25回定期総会で選出された役員は次のとおりです。

役職	氏名	所属労組	
議長	吉田 光 範	全労連・全国一般大阪府本 大阪法律関連労組	再
副議長	松田 龍 治	全労連・全国一般埼玉地本 法律会計特許一般労組 埼玉支部	再
事務局長	田辺 作 次	全労連・全国一般東京地本 法律会計特許一般労組	再
事務局次長	小島 秀 也	千葉県法律関連労組	再
同	伊藤 宏 明	東海地域法律関連労組	再
幹事	土井 寛 憲	全労連・全国一般東京地本 法律会計特許一般労組	再
同	鈴木 亮 平	全労連・全国一般神奈川地本 法律合同分会	再
同	吉田 真 平	全労連・全国一般京都地本 京都法律関連労組	再
同	大 畠 仁	全労連・全国一般大阪府本 大阪法律関連労組	再
同	亀井 清 夏	奈良法律事務員労組	新
同	織部 利 幸	和歌山法律関連労組	再
同	末 尚 美	福岡法律関連労組	再
会計監査	阿部 花 織	全労連・全国一般神奈川地本 法律合同分会	再

幹事退任のご挨拶

前幹事 田原 隆子 (奈良法律事務員労組)

年表を確認しましたら、私が前任者長畑氏から幹事を引き継いだのが2003年の7月で、本当にあつという間の8年間でした。

この任期中に、寒風吹きすさぶ鳥取の法律事務所への訪問、桜が満開の岡山訪問など、楽しい経験をさせていただきました。

幹事会でおじゃましたのは、南は福岡まで、北は東京止まりで、東北や北海道へは残念ながら機会にめぐまれませんでした。先輩後輩の各幹事みなさんにやさしく接していただき、本当に楽しく幹事生活を過ごすことができました。感謝で一杯です。本音をいうと幹事会より幹事会後の懇親会の方がより楽しい田原です。

奈良という田舎の地ですが、近代的で安心して働くことのできる職場の環境作りに、今後も微力を尽くしていきたいと思っています。ありがとうございました。

新任の挨拶

幹事 亀井 清夏 (奈良法律事務員労組)

このたび、田原隆子の退任により、奈良法律事務員労働組合から幹事になりました。

法律事務所に勤務して10年目です。

世代交代にはまだ早いように思うのですが、たくさんのベテランの組合員の皆様に、文字通り、ご指導・ご鞭撻をいただける内に、これまでの組合活動の歴史を精一杯吸収し、何年後かには、組合の皆様の頼れる力になれるよう頑張りますので、よろしくお願い致します。



総会に参加された方の感想



千葉県法律関連労働組合 高柳 里江さん

全法労協第25回定期総会に参加して

今回の定期総会に参加して、よい刺激をたくさん受けることができました。

2日目の分散会(テーマ:アンケート対話運動、未組織労働者の組織化、労働組合の運営など)に参加して、千葉は、組合員数に対するアンケート回収率が高いということや、親睦団体と組合との関係が理想的であるということを知ることができました。

新しいアイデアをたくさんいただいたことはもちろん、自分の所属する組合について客観的に見ることができたのは、とても嬉しい経験でした。

* * * * *

奈良法律事務員労組 井守 由香さん

灼熱の名古屋での全法労協定期総会お疲れ様でした!大会のご準備をしていただいた方々ありがとうございました。

今回の全法労協は、「法テラス労働訴訟応援団」の一人として参加させていただきました。法テラス労働訴訟とは、奈良地方裁判所で、法テラス奈良法律事務所に勤務する非常勤職員が、日本司法支援センター(法テラス)を被告として、未払賃金請求事件を闘っている訴訟です。この訴訟の原告を

支援するため「法テラス労働訴訟応援団」を結成しました。そして、この訴訟を全国の法律事務所で働く仲間たちに伝えるために、原告本人と共に定期総会に参加させていただくことになりました。

奈良からの全体討論は、訴訟の概要やカンパ要請等を発言し、その後、原告本人が壇上上がり、挨拶をする機会を設けていただきました。また、懇親会では、吉田議長より、マスコミに訴えかけ、世論を動かしていこう、という力強いアドバイスをいただきました。神奈川の鈴木さんにも声をかけて頂き、横浜にも法テラスの組合が出来かけていたとの有力な情報を提供していただきました。帰り際に、駅に向かっていくところ、あわててカンパをしてくださった方もいました。総会後も、旭川の平山さんがメールをくださるなど、その他にも多くの方々から温かい声をかけてくださいました。

原告本人が、非組合員であることから、受け入れられないかもしれないという不安がありました。しかし、応援をしてくださる声がたくさんあり、みなさまの温かい気持ちに感謝をすると共に、仲間の力の大きさを実感しました。今回いただいたご意見を今後の活動に生かしていきたいと思っております。

私たちはまだ活動を始めたばかりです。今後もみなさまの知恵と力をお借りして、さらに大きな広がりを作っていきたいと思っております。今後も末永く応援いただけましたら幸いです。

下記公式サイトやブログ、ツイッターでは随時、事件の詳細や裁判の日時などをお知らせしております。みなさまからのアクセス、そして傍聴のご参加を心よりお待ちしております。

法テラス労働訴訟応援団 E-mail : houterasosho@gmail.com
公式サイト : https://sites.google.com/site/houterasosho/
公式ブログ : http://houterasosho.blog110.fc2.com/
公式ツイッター : twitter.com/houterasosho
カンパ用口座 : ゆうちょ銀行
口座番号 00950-3-164063
加入者名 法テラス労働訴訟応援団
※みなさまの寄附金を受け付けております。

* * * * *

大阪法律関連労働組合 三好さん

2011年7月17日(日曜日)、初めて全法労協定期総会に参加させて頂きました。全国規模の組合総会への参加が初めてでしたので、大変緊張しながら会場である労働会館へ向かいました。そんな中、あたたかく迎えて頂いた東海地域法律関連労働組合の方々に、本当に感謝いたします。

二日目からの参加でしたが、午前中の分散会と午後からの全体会へ出席し、大変有意義な時間を過ごす事が出来ました。参加した第3分散会では各事務所に抱えている課題や問題点を具体的に出し合い、互いに相談・助言をする場となりました。主には経営悪化に伴う、経営改善策について話し合われました。

やはり弁護士増員の影響で、全国的に顧客の取り合いになっている状況でした。そんな中、地域の方々との結びつきを再構築するなど経営努力をされている名古屋の事務所の方の経験談や、敷居の高い弁護士事務所としてそこにあるだけでなく相談会や勉強会を困っている人達の住む地域まで出向いて行う事に意味があるなど、改めて考えさせられる意見が多数出されました。

そして大きな収穫の一つに、東海地域法律関連労働組合さんより頂いた「新人事務員必携! さいしょの一步辞典 2011年版」があります。電話メモを平仮名で書かずにする実務マニュアルには、衝撃を受けました! これ私が入所した当時、欲しかった~!!! 入所初日に裁判所からの電話をドキドキで受け、「○係属部」を「×継続部」と電話メモに書き、先輩事務員より突っ込まれていた日々を思い出しました。

後日大阪に戻り、早速所属する事務所で興奮気味に全法労協定期総会の状況を話していたのでした。最後に、個人的ではありますが宣伝をさせて下さい。父加藤暢夫が書籍「裁判員裁判と子どもと

大人 「加害—被害」への視座 “平和”と“尊厳”(三学出版 1680円)を出版しました。30年以上常に子どもの味方でありつづけ保護観察官として勤めてきた経験から、父なりの加害者・被害者への関わり方について提案をしています。世間で注目をあびている裁判員裁判の中でも、未成年について取り上げております。ご一読頂ければ、幸いです。



今回総会に参加することで、全国の法律関連事務員の方々とお話をする機会を持ち、日々の仕事に対しとても勇気付けられ、元気を頂きました。貴重な機会に参加させていただき、どうもありがとうございました。またこれからも、どうぞ宜しくお願い致します。

* * * * *

神奈川・法律合同分会 阿部 花織さん

全法労協定期総会 in 愛知

全法労協の定期総会に参加するのは神奈川で開催した2年前以来ということで、数年ぶりに会えた方もいてとてもたのしく過ごせました。

1日目の全体会では、いろんな地域の方の発言を聞き、業界全体がとても厳しい状況になっていることを再認識し、近頃そういったことが身近でなかったのも、勉強不足だったな、と反省しました。

また、各地の取り組みを聞いて、「神奈川でもこんなことしてみたい!」と、刺激される部分もとても多かったです。昨年は春先から年末まで労働争議であったという間に過ぎてしまい、その後3.11の地震と、落ち着かない一年になってしまったので、来期は神奈川でもなにかひとつ目新しい企画ができればいいと思います。とりあえずは、法全連の全国交流会を成功させることが大きな目標ではありますが…

2日目の分散会では、私は第1分散会に参加し、『争議・労働相談活動についての経験交流』というテーマでの話し合いがなされました。労働争議に対して、どういった体制で対応しているか、どういった工夫をしているか…世代交代や人員不足に悩む声は、やはりどの地域も変わらない問題なんだということを実感しました。

法曹界自体の業績の落ち込みに加え、現在労働争議真っ最中の方々の発言もあり、なかなか明るい話題は出て来ませんでした。神奈川で昨年起きた労働争議の報告は、皆さんに明るい話題を届けられたように思います。

職場復帰を前提とし、決して金銭解決に頼りなかつた当該組合員、連日の就労闘争に参加する組合員、度重なる団交と、団交にも必ず20名以上が参加できた、ということ。争議を行っている最中にはじめての労働争議だったこともあり無我夢中でしたが、発言の場でたくさんの方に、うらやましい、見習いたい、と言ってもらえて、ようやく自分の中で『争議が終わったんだな、がんばってよかったな』という実感がわきました。現在問題を抱えている地域の方に、なにかすこしでもアドバイスになる発言になっていけばいいな、と思います。

この先法曹界はますます厳しさを増していくかと思いますが、今回の定期大会に参加して、また明日からがんばろう!という活力がもらえました。来年も全法労協の会計監査をやらせて頂くことになり、大会にも参加がほぼ決定しているので、そのときまでにまた明るい報告ができるように、日々の活動をがんばろうと思います。

* * * * *

福岡法律関連労組 野田 美奈子さん

「名古屋=ひつまぶし。ひつまぶしを食べたい!」という不純な動機で名古屋に行くことにしました。組合関係の全国大会は初めての参加でしたが、想像していたより若い世代の人の参加が多くて驚きました。各地の方々からの報告から、自分の事務所と同じような状況にあるところが他にもあることや、自

分とは比にならないくらい過酷な状況で働いている事務員さんたちも居ることを改めて知り、弁護士って、経営者ってどういう人たちなんだろう、と憤る一方、それでも団交を続けて頑張っている各地の組合の方々には頭の下がる思いでした。

二日目の分科会では主に事務所経営についての話で、広告を出すとかホームページを充実させるとか休日窓口を開設するとか、事務所の規模や立地条件にかかわらず努力されているところが多いことがわかりました。

普段以上に厳しい現実を突きつけられ、想像以上に疲れた二日間でしたが、最後、汗だくになりながら歩いて辿り着いたひつまぶし&ビールでなんとか楽しくしめくくらせてもらえました。

* * * * *

福岡法律関連労組 吉広 裕子さん

昨年の和歌山に引き続き今年も全法労協定期大会に参加させて頂きました。全国に顔を出すのは久しぶりだった昨年に比べ、今年は昨年お世話になった方達にお会いすることが出来てとても嬉しかったです。実務PTとして今年度の研修内容や参加者が増えていることなど今年も発言させて頂きました。事務職員能力認定制度の今後についても今年11月1日に横浜で行われる弁護士業務改革シンポジウムに向けての話がとても興味深かったです。全体会や分科会で報告されたパワハラや解雇問題も深刻でした。東北の大震災での被害も報告されていました。

開催地の名古屋は灼熱の暑さでした。大相撲の名古屋場所が開催中で、総会の会場をお相撲さんが宿舎として利用されていました。柱の影から我々をみてた姿がかわいらしかったです。ひつまぶしもおいしく頂きました。

また来年も積極的に総会に参加したいと思いました。

* * * * *

福岡法律関連労組 矢部 雄久さん

1日目の全体会(討論)では、各地域から活動報告があり、私は福岡のアンケート活動について報告をしました。

福岡では、法律事務所、司法書士事務所、弁護士会、執行官室、公証役場の事務員さんからアンケートを回答してもらい、昨年に続き200名以上の回答を得ることができたこと。昨年から継続した活動として、法律事務所への訪問活動、県内(過疎地域以外)司法書士事務所・弁護士会運営の法律相談センター(弁護士会職員)・法テラスへのアンケート発送、弁護士会・公証役場・執行官室へアンケートを持参して回答をよびかけたこと。アンケートの集計結果を福岡独自で作成し、弁護士会との懇談会で活用したこと。その懇談会の話から、事務員さんを対象とした業務妨害に関するアンケートや研修会の実施につながったことなどを報告しました。

2日目は「アンケート対話運動、未組織労働者の組織化、労働者の運営など」の分散会に参加しました。

各地域の参加者から、自分たちの組合でおこなっている活動を報告しあって、情報を共有したり、どうしたらその活動が良くなっていくのか話し合ったり、ベテランの方のアドバイスを伺ったりして、実りある時間となりました。

全法労協の定期総会で各地域の話聞いて、福岡で取組みが進んだものがあります。法律事務所のアンケート訪問活動がそのひとつで、神奈川の組合が取り組んでいるのを伺って、始めることになりました。神奈川から訪問活動に関するノウハウをおしえてもらい、福岡でも実施することができて、以前より多くの事務員さんの声を集めることができるようになりました。今回の総会終了後、京都から福岡に連絡があって、今度はそのノウハウを伝える立場になっています。全国の事務員さんが協力することで、よりいっそう活動が広がっていったらと思いました。